

<工事関係者事故>

森林管理課

担 当 庄田

内 線 4804

外 線 076-225-1646

<指名停止>

農業政策課技術管理室

担 当 池田

内 線 4651

外 線 076-225-1617

令和2年10月29日
(農林水産部入札審査委員会決定)

石川県建設工事請負業者の指名停止について

1 指名停止業者及び住所

(株) 摩郷 石川県鳳珠郡穴水町字大町ロー27

2 指名停止期間

令和2年10月29日から令和2年11月11日まで(2週間)

3 指名停止理由

令和2年10月17日、中能登農林総合事務所発注の「令和2年度 県有林道改良事業 石動山1号線 法面改良工事」において、一次下請業者が法面で伐木作業を行っていたところ、切断した丸太が転がり、下方でクレーン車の片付け作業を行っていた二次下請業者の作業員の左足に接触し、負傷した。

同月19日に、七尾労働基準監督署は、労働安全衛生法に反し、必要な措置を講じていなかったとして、元請業者である当該有資格者に対し、是正勧告書を交付した。

上記事実は、「石川県建設工事請負業者の指名停止に関する要綱」別表第1第7号に該当すると認められるため、2週間の指名停止とする。

4 石川県建設工事請負業者の指名停止に関する要綱

別表第1 (石川県内において生じた事故等に基づく措置基準)

措置要件	期 間
(工事関係者事故) 7 県工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。	2週間以上 4箇月以内